

木造建築物の組立て等の 作業主任者講習会



開催のご案内

労働安全衛生関係法令では、一定の危険業務として木建工事の要である大工職を中心に行われる「軒の高さ5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業」について、木造建築物組立て等作業を指揮する作業主任者の選任が義務付けられています。

当組合では労働安全条令に従って、作業主任者指定講習機関として広く組合員の方へ作業主任者資格の所持徹底を促し、作業の円滑化と安全性の強化を図っています。

労働災害防止については幅広い知識が要求される中で、労働基準監督署より厳しい取り締りがあるとともに、労働災害防止対策の国家資格を所持することによって、自分自身の万全な状態を備えていただくようお願い申し上げます。

記

■講習日時 平成20年 2月23日(土)・24日(日) 2日間

AM9:00~PM5:30

〈会場案内図〉

■会場 愛知県建築組合連合会(国保組合会館内)

名古屋市北区清水五丁目6番9号

TEL 052-910-0608

※地下鉄黒川駅徒歩8分(北税務署前)

■受講料 会員 8,000円

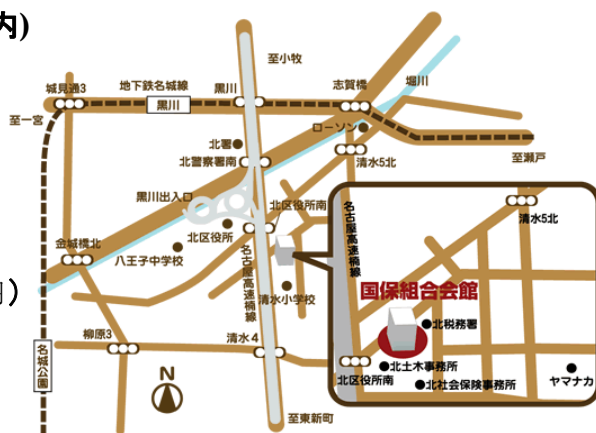
(一般 9,500円 一般は別途教科書代1,500円)

■募集定員 80名

■受講資格 年齢18歳以上、実務経験3年以上

(関係学科教育機関を卒業後2年以上の実務経験者)

■申込方法 受講申込書兼修了者台帳及び写真2枚(縦4センチ×横3センチ)を添えて事務局宛に郵送して下さい。受講料は下記金融機関へ振り込みください。



【振込先】

名義人：愛知県建築組合連合会 郵便局 記号番号 00850-4-65198

申込先

愛知県建築組合連合会

職業訓練法人 名古屋職業訓練協会 建築科

〒462-0844 名古屋市北区清水五丁目6-9 TEL 910-0608/FAX 910-0609

《その他》受講の取消しにつきましては、事務処理上受講料の払い戻しは致しませんのでご了承ください。

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習申込書

受講申込書
修了者台帳

※受付番号

ふりがな		性別	本籍地	都道府県
氏名		男・女		
生年月日	昭和 年 月 日生(才)	最終学歴		
現住所	〒		電話番号	
経験年数	年 月 から 年 月まで 満 年 月間			
所属	事業所名		電話番号	
	所在地			
事業主証明	上記の学歴と経験年数が相違ないことを証明します 事業主氏名 印			
※再交付又は書替	再替	年 月 日(内容)	受領印	
		年 月 日(内容)		
		年 月 日(内容)		

- 注意 1、※印欄は記入しないこと
2、必要なもののみ記入すること。

平成 年 月 日

申込者氏名 印

職業訓練法人 名古屋職業訓練協会
建築科 愛知県建築組合連合会

展受

※試験成績表					※合否の別	
専門	一般	教育	法規	合計	合・否	
点	点	点	点	点		
修了証番号		第 号			記事欄	写真貼付
修了証交付年月日		年 月 日				

木造建築物の組み立て等の作業主任者講習会 スケジュール表

〔1〕日 時 平成20年 2月23日(土)・24日(日)

AM9:00～PM5:30

〔2〕会 場 愛知県建築組合連合会(国保組合会館内) 名古屋市北区清水五丁目6番9号

TEL 052-910-0608

〔3〕日 程

【第1日】 2月23日(土)	【第2日】 2月24日(日)
9:00～9:10 開講挨拶	9:00～12:15 工事用設備、機械、器具等に関する知識(第6～7章)
9:10～12:15 木造建築物の構造部材の組立、諸工事に関する知識(第1～5章)	
12:15～13:00 昼食・休憩	12:15～13:00 昼食・休憩
13:00～17:30 木造建築物の構造部材の組立、諸工事に関する知識(第1～5章)	13:00～14:30 作業者に対する安全教育及び指導に関する知識(第8～9章)
	14:30～16:30 関係法令(第10章)
	16:30～17:30 修了試験 修了証交付

●講 師 (株)稲垣建築 代表取締役 **稲垣光治氏 1級建築士**
 山中建設(株) 代表取締役 **山中隆弘氏 1級建築士**

※駐車場に限りがありますので、お車ではなく**公共交通機関**をご利用して下さい。
 また、ご近所の方の迷惑になりますので、**路上駐車**は絶対にしないで下さい。

〈会場案内図〉



実施団体 愛知県建築組合連合会
 職業訓練法人 名古屋職業訓練協会
 〒462-0844 名古屋市北区清水5丁目6-9
 TEL (052) 910-0608
 FAX (052) 910-0609

※地下鉄黒川駅南へ徒歩8分(北税務署前)

技能講習受講一覽確認仮申込書

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習会

■企業名記入欄

企業・団体名		TEL	
		FAX	
所在地	〒		
申込担当者	(氏名)		

■受講申込者欄 (H20年 2月23日[⊕]・24日[⊗] 9:00~17:30)

番号	期間	受講者氏名	生年月日	本籍	会社名(下請・外注)
01	2日間				
02	2日間				
03	2日間				
04	2日間				
05	2日間				
06	2日間				
07	2日間				
08	2日間				
09	2日間				
10	2日間				

工事安全管理
担当各位

職業訓練法人名古屋職業訓練協会
建築科 愛知県建築組合連合会
名古屋市北区清水五丁目6-9 2F
TEL 052-910-0608 FAX 052-910-0609

労働基準局管轄 国家技能資格

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習会開催のお知らせ

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設業における労働災害は、減少の傾向にあるとはいえ、死亡災害では依然として全産業の約40%を占めるなど、なお多くの災害の発生となっています。

その中で木造家屋建築工事における労働災害を作業方法等の管理によって防止する観点から、労働安全衛生法では、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て等の作業については、技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任しなければならないことが義務付けられています。

特にハウスメーカーなど、年間建築戸数の多い企業へは、労働基準監督署より厳しく作業主任者資格の所持徹底の指導があります。

職業訓練法人名古屋職業訓練協会では登録教習機関として木造建築物の組立て等作業主任者技能講習会を別紙の予定で開催いたします。

労働災害防止については幅広い知識が要求される中で、貴社建築事業の作業の安全性の強化と工事の円滑化のために、**作業主任者を所持されておられない現場監理従業員、専属下請業者などに有資格の徹底を促して、そのとりまとめを貴工事担当部にてご査収していただくよう、**宜しくお願い申し上げます。

敬具

注) まず、一覽確認仮申込書をFAXして、本申込書を郵送してください。

組合関係事業所
工事安全管理
ご担当者様 各 位

職業訓練法人名古屋職業訓練協会
建築科 愛知県建築組合連合会
名古屋市北区清水五丁目6-9
TEL 052-910-0608 FAX 052-910-0609

労働基準局管轄 国家技能資格

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習会開催のお知らせ

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設業における労働災害は、減少の傾向にあるとはいえ、死亡災害では依然として全産業の約40%を占めるなど、なお多くの災害の発生となっています。

その中で木造家屋建築工事における労働災害を作業方法等の管理によって防止する観点から、労働安全衛生法では、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て等の作業については、技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任しなければならないことが義務付けられています。

特にハウスメーカーなど、年間建築戸数の多い企業へは、労働基準監督署より厳しく作業主任者資格の所持徹底の指導があります。

母体、愛知県建築組合連合会、職業訓練法人名古屋職業訓練協会では登録教習機関として木造建築物の組立等作業主任者技能講習会を別紙の予定で開催いたします。

労働災害防止については幅広い知識が要求される中で、貴社建築事業の作業の安全性の強化と工事の円滑化のために、**作業主任者を所持されておられない現場監理従業員、専属下請業者などへ、この機会に有資格の徹底を促していただき、そのとりまとめのほうを、何卒宜しく願い申し上げます。**

敬具

木造建築物の組立て等作業主任者

木造建築物の組立て等作業主任者（もくぞうけんちくぶつのくみたてとうさぎょうしゅにんしゃ）は木造建築物の組立て等作業主任者技能講習を修了した者である。

1. 概要

軒の高さ5m以上の木造建築物の構造部分の組立て、屋根下地や外壁下地の取り付けなどにおいて、安全面などの監督・指導にあたる責任者。

2. 受講資格

- ・木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取り付け作業に3年以上従事した経験を有する者
- ・学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- ・その他厚生労働大臣が定める者

3. 講習科目

- ①木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取り付け等に関する知識
- ②工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
- ③作業者に対する教育等に関する知識
- ④関係法令
- ⑤修了試験

技能講習の概要

事業者は一定の危険・有害業務に労働者を就かせる場合に、免許、技能講習又は特別教育を受けた者を就業させる必要があり、その業務の範囲・種別は労働安全衛生法などで規定されている。

技能講習は免許より権限が限定され、特別教育より高度な業務を行えるため、それらの中間に位置するものとされている。

技能講習は現在37種類あり、都道府県労働局長登録教習機関により学科と実技（学科のみの場合もある）の講習が行われ、修了試験により一定の講習効果があったことが確認されると修了証が交付される。内容の類似する免許や技能講習を既に修得している場合に講習の一部が免除されることがあり、所要日数は1～4日程度と様々である。誰でも受講できるものと、一定の資格を要するものがあり、また、地域の人口や業務需要の多寡により講習の実施頻度は異なる。

技能講習を修了した事実は記録として中央労働災害防止協会に一括管理され、その効果は修了した個人のものとなる。修了証は作業中は原本を携帯する義務があるが、複数の技能講習修了証を持っている場合に煩雑となるため、それらの所有実績を一つにまとめて証明することができる「労働安全衛生法による技能講習修了証明書」（まとまるくんカード）が平成16年基発第0217003号都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知により定められており、原則として中災防への任意申込による有料発行となっている。